

# 菊陽町事業継続支援金 申請要領

令和3年1月27日追記版

## 1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている事業者を幅広く支援するため、国の「持続化給付金」の給付対象にならない事業者の事業継続を支えることを目的として、事業所の家賃支払等を含め、事業全般に広く使える支援金を交付します。

## 2 交付額

支援金は、1事業者あたり一律10万円とします。

※なお、複数の施設を営業している事業者であっても、1事業者当たり、一律10万円とします。(菊池市、合志市、大津町にお住まいの方は、住所地での申請となります)

## 3 対象者

対象者は、令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が30%以上50%未満減少した月等がある法人、個人事業者、農林畜産業者、農家、その他事業を営む方で、熊本県が実施する熊本県事業継続支援金の交付決定を受けられた、次の要件(1)～(3)のいずれかに該当する方。

- (1) 町内に本社が所在する法人
- (2) 町内に住所又は事業所を有する個人事業者
- (3) 町内に住所を有する農業者

※今年の1月以降に創業された、上記(1)～(3)のいずれかに該当する事業者は、県の支援金の交付決定を受けられると、本支援金も対象となります。

※菊池市、合志市、大津町とは、共同で同様の事業を実施しています。2市1町にお住まいの方は、本年1月1日現在の住所地での申請となります。(複数の市町村で交付を受けることはできません)

※町外に事業所のある方で、令和2年6月1日以降、本町に転入された方は、対象となりません。

## 4 申請手続き等

### (1) 申請関係書類

次の書類を提出してください。なお、必要に応じて追加書類の提出や説明を求められることがあります。また、申請書類は返却しません。

- 交付申請書(様式1)
- 誓約書(様式2)
- 熊本県事業継続支援金交付決定及び確定通知書の写し
- 事業形態の区分により必要となる書類

#### <法人の場合>

- 振込先口座の通帳の写し(申請する法人名義のもの)
- 前事業年度の確定申告書別表一の控えの写し又は履歴事項全部証明書写し

#### <個人事業主・農業者の場合>

- 振込先口座の通帳の写し(申請する個人事業主・農業者名義のもの)

※裏面(次ページ)もご覧ください

**(ア) 青色申告を行っている場合**

- 2019年分の確定申告書第一表の控えの写し
- 所得税青色申告決算書の控えの写し又は収支内訳書の控えの写し

**(イ) 白色申告を行っている場合**

- 2019年分の確定申告書第一表の控えの写し及び収支内訳書の控えの写し

**(ウ) 市町村民税・県民税申告を行っている場合**

- 2019年分の市町村民税・県民税申告書の控えの写し及び収支内訳書の控えの写し
- ※町外にお住いの個人事業者は、添付書類で事業所所在地が確認できない場合、営業許可証などの事業所所在地が確認できる書類が必要になります。

**(2) 申請書類の取得方法**

申請書・誓約書は、菊陽町のホームページからダウンロードをお願いします。  
ホームページからダウンロードが出来ない方は、菊陽町商工振興課または農政課で配布します。

**(3) 申請受付期間**

令和2年6月9日（火）～令和3年3月31日（水）

**(4) 申請方法**

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送により申請をお願いします。

〈宛先〉 〒869-1192

（商工業者） 菊陽町久保田2800番地 菊陽町役場 商工振興課  
（農業者） 菊陽町久保田2800番地 菊陽町役場 農政課

**(5) その他**

- ・申請に際し誓約いただく事項がありますので、別紙誓約書の記載事項をよくご確認ください。
- ・支援金の交付後、交付要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、交付決定を取り消すとともに、支援金の全額を返金していただきます。
- ・申請内容に不正が発覚するなど、町長が必要と認めた場合、事業者名、対象施設などの情報を公表することがあります。

**5 問い合わせ先**

菊陽町 経済部 商工振興課 電話096-232-2165

農政課 電話096-232-4921

受付時間 8:30～17:15（土日祝除く）